

## ●香川県広域水道企業団監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年2月4日

香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦  
同 武田宏之

### 1 監査対象機関

観音寺事務所  
さぬき事務所  
東かがわ事務所  
三豊事務所  
三木事務所  
宇多津事務所  
綾川事務所  
琴平事務所  
多度津事務所  
まんのう事務所

### 2 監査対象期間

平成30年4月1日から平成31年3月末日まで

### 3 監査対象事業

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 4 監査実施期間

令和元年7月4日から同年12月3日まで

### 5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、次のとおりである。このほか、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

財産の管理に当たっては、今後とも、厳重かつ適正な管理に留意するよう要望した。

#### (1) 監査委員総括

事務処理等の一部において改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行に当たっては、指摘事項及び指導事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第292条において準用する同法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、事務処理等の手続においては、一部の職員について、法令、規則等に対する認識不足が見受けられた。

今後は、法令、規則等に基づいた事務処理が行われるよう、職員一人一人に対する周知徹底に努められたい。

#### (2) 指摘事項

水道料金の徴収に係る釣銭について、私費で立替えを行っていた。（東かがわ事務所）

#### (3) 指導事項

ア 郵便切手類（駐車券等の金券を含む。）の保管枚数と、郵便切手受払簿の枚数に不一致があ

った。(東かがわ事務所)

イ 釣銭用の小口現金の管理について、受払簿が設置されていなかった。(まんのう事務所)

ウ 業務委託契約等において、収入印紙が貼付されていない又は貼付すべき金額が誤っている契約書を受領していた。(観音寺事務所、さぬき事務所、東かがわ事務所、三豊事務所、三木事務所、琴平事務所)

エ 単独随意契約を行った案件について、業者選定理由が明らかでないものがあった。(綾川事務所、多度津事務所、まんのう事務所)